

那珂川NEWS



育てませんか あなたと私の Wood コミュニケーション

2025年4月(予定)

「省エネ基準適合義務化」とは?

2022(令和4)年6月に公布された『脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律』により、建築物省エネ法が改正され、原則全ての建築物について、省エネ基準への適合が義務付けられます。

現行の法規では300㎡未満の小規模住宅は、建築物省エネ法の省エネ基準に対して建築士は建築主に対して説明義務・適合努力義務に留まっていたましたが、この法改正によって2025年より小規模住宅も「省エネ基準の適合義務」断熱等級4以上が必要となります。(右上図参照)

【基準適合に係る規制の概要】

	現行		改正	
	非住宅	住宅	非住宅	住宅
大規模 2,000㎡以上	適合義務 2017.4~	届出義務	適合義務 2017.4~	適合義務
中規模 300㎡以上	適合義務 2021.4~	届出義務	適合義務 2021.4~	適合義務
小規模	説明義務	説明義務	適合義務	適合義務



	非住宅		住宅	
	300㎡以上	300㎡未満	平屋かつ200㎡以下	審査が容易な場合※3
300㎡以上	適合性判定/建築確認・検査	【省エネ通判必要】 適合性判定/ 建築確認・検査	【省エネ通判不要】 適合性判定/ 建築確認・検査	【省エネ通判不要】 【(2) 建築確認・検査
300㎡未満	適合性判定/建築確認・検査	適合性判定/建築確認・検査	適合性判定/建築確認・検査	適合性判定/建築確認・検査
平屋かつ200㎡以下	【(1)②】省エネ基準への適合性審査・検査省略(構造・防火並び)※2 【(1)①】建築確認・検査不要※1			

【適合義務対象建築物における手続き・審査の要否】

【施行日:公布の日から3年以内】

具体的な部分は、建築確認手続きの中で省エネ基準への適合性審査が必要となります。省エネ基準へ適合しない場合や、必要な手続き、書面の整備等を怠った場合は、確認済証や検査済証が発行されず、着工・使用開始が遅延する恐れがあることに注意しなければなりません。

(適合性判定必要面積は右上図参照)

現在の所、住宅に義務付けられる省エネ基準は、「断熱等級4」以上が必要となりますが更に2030年、2050年には段階的に省エネ基準の引き上げが発表済みです。2030年度基準をZEH・ZEB水準の省エネ性能に引き上げ&適合義務化、2050年度住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB基準の省エネルギー性能を確保が予定されています。

ZEH・ZEB基準は従来の「省エネ基準」より厳しいものになるため、2025年度よりも、2030年度、更に2050年度からはさらに厳しく引き上げられるということになります。将来的にも、建築物の省エネ性能はより高いものが求められる時代へとなりますので今からでも準備が求められます。

2024年4月からの住宅ローン減税においては断熱等級4以上が必須要件となりますので現在打ち合わせ中、又は着工中の物件においては注意が必要となります。

■サポートセンター(本社)では省エネ義務化書類、ZEH取得など省エネ計算のお手伝いいたします。

■お問合せ先: サポートセンター ☎029-221-3116
担当: 佐藤耕一・中村周平まで

■わたしたちの使命(SDGs)

(茨城木材の社会的役割)



「消費と生産を結ぶ価値ある架け橋」となる
— 循環型地域環境の創造 —

1. 地域の人々により良い『住環境』を提供すること
2. 茨城県の森林環境を守ること



	令和5年7月新設住宅着工				
	計	持家	貸家	給与住	分譲住
全国計	68,151	20,689	30,170	313	16,979
前期比	94.9%	89.3%	102.0%	106.1%	90.8%
茨城県	1,351	650	363	5	333
前期比	92.7%	91.0%	111.3%	35.7%	77.7%

県内市別の状況及びR4年度累計は弊社Facebookをご覧ください。

メッセージ

厳しいなかでの取組みが成果に

昨年下半年から今年上半期にかけての戸建て住宅需要は低迷しており、プレカット工場などでは前年同期比で加工量が減少しているところが多い。ただ、ウッドショックの余波が残るなかで売上高は上がっており、「勘違いしないようにしなければいけない」（東北のプレカット工場）という指摘もある。今期は国による住宅支援策も目玉になるようなものがなく、地方自治体の地域材支援事業などに期待せざるを得ないという声も出る。

そのなかで、比較的堅調さを保っているのは非住宅木造建築だが、これも明暗が分かれているようだ。

従来の取組みでは各種資材高などで仕事が決まるまでに時間が掛かる一方、都市部などで加工の難しい仕事をこなしリピート需要を得ている、また価格競争力の高い工法などを採用したプレカット工場は受注量を増やしている。

特に地方で注目されているのは畜舎需要。納入企業によると、畜産業界もコロナ禍、飼料などを含めた物価高などにより、地域の中小業者の廃業が多くなっている反面、大手業者は事業拡大を進めており、畜舎需要もおう盛という。ただ、畜舎は以前からコストが重要視されていることから、受注にはトラスなどを活用した価格競争力のある工法の提案が欠かせなくなっている。

トラス工法は、鉄骨に比べ工期が短く、接合金物は高耐久・高強度ながら施工が簡易で、1棟ごとに構造計算なども実施することから、設計・建設関係者が持っていた、非住宅木造建築は手続き面などを含め難易度が高いというイメージを払しょくできているという。減価償却も早く、ここにきてコンクリートの値上げが指摘されているなか、基礎などのコストでも有利になる。

また、畜産業者からの声として、豚などは背中を構造物などにこすりつける習性があるが木造ならば安心感が高く、「木造にして良かった」と伝えられることも多いという。木造の方が良いことは分かっているにもかかわらず価格などの面で採用していなかったという潜在需要に、適材適所の木造工法で応えられている事例といえるだろう。

新設住宅着工戸数の漸減が予想されているなかで、新たな需要やかつては木材が活用されていた分野に再び目を向け、現在の技術などで需要を開拓していく重要性は長らく指摘されてきた。

実際にコロナ禍のなかでトラス工法の製造・提案への参入を決断、またウッドショック発生と同時に地域材を活用する製材事業に新たな価値を見だし再参入するなど成果を出しつつある企業が見られる。

既に各種の新事業を「検討する」時期ではなく、時代の流れに乗る取り組みでも、ニッチ需要への対応にしても、踏み込んで動いていくことが必要になっていると感じられる。

(和)

日刊木材新聞 令和5年6月22日号「時評」より

トピックス

つくば 機器集約し製造効率
森林研究所

「木の酒」研究棟を新設

森林総合研究所(つくば市松の里)は、開発研究している木材の蒸留酒「木の酒」を製造する研究棟を新設した。製造に必要な発酵タンクや蒸留機といった機器を1カ所に集約。製造効率の向上のほか研修施設として活用し、民間企業に普及させるのが狙い。9日、報道機関などを対象に完成見学会を開いた。

木の酒は、木材に食品用の酵素と酵母を加え、アルコール発酵させて造る。樹種によって味や香りに特徴がある。同研究所は木材を使ったバイオエタノール燃料の研究を進める過程で、食品にも応用できると考え、2017年から飲用アルコールの試験を始めた。

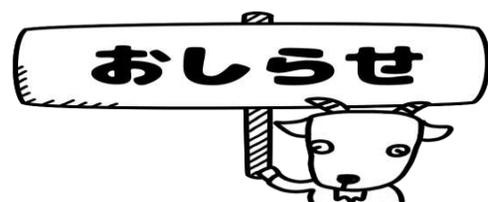
現在はスギ、シラカンバ、ミズナラ、クロモジの4樹種を蒸留酒にし、生産工程を確立したり安全性を確認したりと、実用化に向けた研究を進めている。

新設したのは「木質バイオマス変換新技術研究棟(木の酒研究棟)」。床面積約140平方メートルの平屋で、研究所内外に分散していた五つの製造機器を1カ所に集めた。その結果、製造日数は従来の半分の1週間に短縮でき、効率が上がったという。

また、木材から蒸留酒が出来上がるまでの全工程を一つの施設で見られるため、木の酒の事業展開を検討する民間企業や団体が、製造技術を学ぶ研修施設としても活用できる。

同研究所によると、商品化に向けて特許契約を結んでいるのは4社で、数社が事業化を希望している。(松原芙美)

茨城新聞 2023年(令和5年)8月10日号より



情報ストックページを開設しました！

弊社が発行している「那珂川NEWS」のバックナンバーや「新設住宅着工数」の最新情報などをご覧になることができます。同時に、HPに掲載してある弊社の経営理念(会社として大切にしていること)や記念市情報もございますので是非ご覧ください。

<https://www.ibamoku.co.jp/newsletter/>

いばもく広報 検索